○厚生労働省令第十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十一条の二の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種等（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等をいう。以下この号において同じ。）を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第五号において同じ。）の提供を受ける方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認する事務 三・四　（略） 五　市町村又は特別区が健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事業を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書の提供を受ける方法により、当該者がこれらの事業の対象者であることを確認する事務	（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種等（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等をいう。以下この号において同じ。）を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）の提供を受ける方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認する事務 三・四　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第八十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和八年産の水稲及び陸稲に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年二月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　令和八年産の水稲に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第九十一条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額

次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第三十六条第一項の規定により農林水産大臣が定めた区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
一類、四及び七類（飼料用、オバイ及び米粉用以外の用途であるものに限る。）	北海道の区域	二六〇円　二三四円　二〇八円　一八二円　一五六円　一三〇円
	青森県の区域	二五二円　二二七円　二〇二円　一七六円　一五一円　一二六円
	岩手県の区域	二四六円　二二一円　一九七円　一七二円　一四八円　一二三円
	宮城県の区域	二四六円　二二一円　一九七円　一七二円　一四八円　一二三円
	秋田県の区域	二四二円　二一八円　一九四円　一六九円　一四五円　一二一円
	山形県の区域	二五四円　二二九円　二〇三円　一七八円　一五二円　一二七円
	福島県の区域	二五一円　二二六円　二〇一円　一七六円　一五一円　一二六円
	茨城県の区域	二五八円　二三二円　二〇六円　一八一円　一五五円　一二九円
	栃木県の区域	二四三円　二一九円　一九四円　一七〇円　一四六円　一二二円
	群馬県の区域	二五三円　二二八円　二〇二円　一七七円　一五二円　一二七円
	埼玉県の区域	二四二円　二一八円　一九四円　一六九円　一四五円　一二一円
	千葉県の区域	二二八円　二〇五円　一八二円　一六〇円　一三七円　一一四円
	東京都の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円　一〇〇円
	神奈川県の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円　一〇〇円
	新潟県の区域	二六六円　二三九円　二一三円　一八六円　一六〇円　一三三円
	富山県の区域	二五九円　二三三円　二〇七円　一八一円　一五五円　一三〇円